

いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法第2条より】

2 いじめに対する本校の基本認識

「いじめは絶対に許されない」
「いじめは卑怯な行為である」
「いじめはどの児童にも、どの学校でも起こりうる」

いじめへの対応は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、家庭、地域、市教育委員会その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行わなければならない。

3 いじめへの対応

(1)未然防止

いじめはどの児童にも起こりうる、どの児童も被害者になりうるという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に取り組む。

<未然防止のための措置>

①いじめについての共通理解

- ・全職員がいじめについて共通認識をもち、「いじめは絶対に許さない」という毅然とした態度で、教育活動全般において児童への啓蒙を図る。
- ・いじめを起ささないための組織づくり、環境づくり（「いじめをなくす射水市民の五カ条」の活用、あったかハートカードの年間を通じた取組、教師が見本を示す言語環境の整備等）について教職員一体になって取り組んでいく。
- ・いじめ防止対策委員会を開催し、いじめ事案への対応や事例研究、未然防止のための情報交換を行う。

②いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・児童会活動等の児童の主体的な活動や、「分かる授業」「関わり合う授業」の展開を通して、一人一人の自尊感情と互いの人権を尊重しようとする意識の向上を図り、いじめを生まない学校づくりを進める。
- ・差別や偏見をなくし、互いの人権を尊重し合う心を育て、自他の生命を尊重しようとする態度を育てる道徳教育を進めていく。
- ・「あったかハートカード」を利用し、各学級で日常的なよいこと見つけを行ったり、学年の枠を超えた「あったかハート見つけ週間」「あったか言葉集会」などの児童会活動を充実させたりして、児童一人一人の思いやりの心を育む。また、その取組を掲示や校内放送を活用して奨励し、定着を図る。
- ・互いを認め励まし合う「あったか言葉」「あいさつ」「丁寧な言葉づかい」を奨励し、教師も共に行うことで、正しい言語環境を整える。
- ・授業等を通して児童の語彙を増やし、自分の思いを相手に適切に伝えることができるようにする。
- ・正しい判断と責任ある行動ができるように日頃から児童の自己決定の場を多く設定する。

③いじめを生まない集団づくり（「みんなの堀岡小学校」への意識付け）

- ・特別支援教育のよさや生徒指導の機能を生かした学習を進める。
- ・各学級で学校生活の中でのよいことや、友達のよいところを見付け合う。
- ・縦割り清掃、チームタイム（縦割りグループでの遊びや奉仕活動）、なでしこ集会、堀岡ウォークラリー、交流給食等における個々やグループのよさの認め合い、感謝の気持ちの伝え合いなど、お互いのよさを認め合う集団づくりの場を設定する。

④自尊感情を育む

- ・縦割り清掃、チームタイム、なでしこ集会、堀岡ウォークラリー、また、クラブや児童会

活動等、異学年間で協力して働いたり楽しく触れ合ったりする活動を通して、高学年がリーダーシップを発揮し、よりよい仲間づくりができるようにする。また、励ましやがんばりを賞賛して、自分もみんなのために役立っているということを感じることができるようにする。

- ・授業や学級会等で、聞き手を意識した話し方、話し手を受け入れる聞き方を、教師が実例を示して指導して受容的な雰囲気を作り、「話してよかった」「自分の考えを聞いてくれる」という安心感を高めるようにする。
- ・一人一人が「なりたい自分」を見付け、挑戦していくことができるよう、全教職員が共通理解し、励ましの声かけをしたり、生徒指導日誌を活用して伝え合ったりして、子供の成長を確認し、価値付けていく。

⑤児童自らがいじめについて学び、取り組む

- ・日常的な問題を軽視せず学級全体、学校全体で共有し、発達段階に応じて人権や生活上のルールなどについて話し合い、自他共に尊重する心や思いやりの心を養うようにする。また、道徳の時間に命や人権の大切さについて考えたり「わたしたちの道徳」を活用して家族で話し合ったりして、「いじめは絶対に許されないこと」「いじめは卑怯な行為である」ということを感じとり、実践に生かせるようにする。
- ・「あったかハート集会」や「あったかハート宅急便」（思いやりのある行動を広めるためのカードの活用）、「いのちの月間・集会」、「拡大保健委員会」「人権週間」等の児童会活動を通して、児童が主体となり、いじめ防止活動に取り組んだり、思いやりの心や自他の生命を尊重する心情を養ったりできるようにしていく。
- ・「あいさつ運動」を児童会が主体となって積極的に展開し、児童同士、児童と教師が挨拶を交わす機会を増やすことにより、誰にでも明るく穏やかな気持ちで接しようとする心情を養う。

⑥家庭・地域との連携

- ・いじめ防止基本方針（本方針）を公開し、地域や保護者の理解と協力を得る。
- ・児童の悩みや心の変化に気付き、それをサポートしていくための啓発活動（PTA 教育講演会等）を実施する。
- ・学校便りや学級便り、学校公開日を通して、いじめ問題の重要性や思いやりの心の育成の大切さなどを伝えて、その認識を広める。
- ・親子防犯教室を通して、各種情報機器を使ったネット上のいじめの事例を紹介し、ネットの危険性と家庭で情報モラルを指導することの必要性について啓発する。また、児童のネット環境改善及び健康的な生活習慣づくりのため「9時以降はネットにつながる機器はおうちの人のあずけましよう運動」を推進する。（関連内容をアクションプランとして実施・評価する）

(2) 早期発見

ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

<早期発見のための措置>

①実態把握・情報交換

- ・全職員で全校児童を見守り実態把握に努めるとともに、生徒指導日誌を通して適時情報交換を行い、気になる児童や学級の問題について共通理解する。生徒指導委員会やいじめ防止対策委員会で協議し、適切な指導・支援を行う。
- ・児童の日記や心のノート、休み時間、放課後の雑談等からも、問題行動の種や児童の人間関係の変化をとらえ、日常的な学校生活の中でも児童の様子を敏感に受け取っていくことで、いじめの兆候を見逃さないようにする。

②調査・教育相談

- ・学期毎にアンケート調査（スマイルアンケート）とそれを基にした個別面談を実施する。また、必要性が認められる場合は適宜アンケートや教育相談を実施し、児童の微妙な心や言動の変化をとらえることができるようにする。
- ・児童観察簿による個人カルテやQ-U調査を利用し、学級集団を客観的にとらえるようにする。

③家庭、地域との連携

- ・日頃より、家庭との情報交換を密にし、児童の心身の状態を把握するようにする。また、児童の言動に気になる変化が感じられた場合には、連絡帳、電話連絡、家庭訪問、場合によってはSSW等、関係機関と共に保護者と意思疎通を図りながら指導にあたる。
- ・欠席児童への電話連絡を行い、「元気に登校」につなげる。また、連続3日以上、月に3日以上の欠席の場合は家庭訪問し、保護者と話し合って児童の心身の状況を確認する。
- ・堀岡防犯協会や見守り支援隊、PTAの方々からも情報交換する機会を設け、学校以外の場での児童の実態を把握するよう努める。

(3) 早期対応

いじめの発見・通報を受けた場合には、速やかに組織的に対応する。

<いじめに対する措置>

①いじめの発見・通報を受けたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合には、その場で即時にその行為をやめさせ、関係児童から事実関係の聴取を行う。また、その結果を速やかに管理職に報告し、情報の共有を図るとともに、被害を受けている児童の安全を確保する。
- ・児童や保護者からいじめと疑われる相談や訴えがあった場合は、直ちに管理職に報告し、情報の共有を図るとともに、被害を受けている児童や知らせてきた児童の安全を確保する。
- ・管理職、生徒指導主事への連絡、報告を迅速に行い、校長または教頭が対応への助言と指示を行う。
- ・管理職は、いじめ対策協議会（校長、教頭、PTA 正副会長、学校評議委員、堀岡防犯協会長で構成）を開き、初期対応を話し合う。また、いじめ防止対策委員会を開催して、対応策や分担等の共通理解を図り、チームでの対応ができるようにする。
- ・生徒指導主事は報告を時系列で詳しくまとめ、事実解明と再発防止につなげていけるようにする。
- ・事実確認の結果は、校長が責任をもって市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。

②いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・全面的にいじめられた児童の側に立って、いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、児童の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分留意する。
- ・いじめられた児童には、担任と校長、教頭、養護教諭が随時声かけをし、「いつも見守っている」というサインを出すことにより、安全を確保し安心感につなげるようにする。
- ・被害児童保護者への連絡は、その日のうちに担任と教頭等で家庭訪問し、事実関係と対応の基本方針を伝え、いじめから守り抜くことを約束する。また、家庭の要望に応じた対応を行うとともに、学校での様子や支援の様子を随時伝えていく。必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の関係機関との連携を図る。

③いじめた児童への指導またはその保護者への助言

- ・いじめたとされる児童から、迅速に事実関係の聴取を行う。
- ・いじめた児童には、いじめは人格を傷つけ、生命、身体、または財産を脅かす絶対にやってはいけない行為であることを毅然と指導し、自らの行為の責任の重さを自覚させる。
- ・いじめた児童の保護者に迅速に連絡し、事実関係を伝え、以後の対応を適切に行うことができるように協力と家庭での指導を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行うことで、家庭と学校が連携して当該児童の更正を支える。
- ・いじめた児童が抱える問題や心理を十分に理解しつつ、いじめは絶対に許されないということを根気強く継続して指導する。
- ・教育上必要な場合は、学校教育法第 11 条の規定に基づき、いじめられた児童の保護を第一に、いじめた児童に対して適切に懲戒を加えたり、児童相談所と連携を図ったりしていくことも考える。

④いじめが起きた集団への働きかけ

- ・はやしたてる等、同調していた児童や傍観児童についても、それらの行為はいじめに加担する行為であることを認識させ、自分自身の問題としてとらえさせることで、いじめを許さないという風土を醸成する。

- ・いじめを止めさせる、それができなくても、誰かに知らせる、いじめられた児童を慰めて支えてあげるなど、自分にできることを考えて実行する勇気をもつように指導する。

⑤ ネット上のいじめへの対応

- ・ネット上の不適切な書き込み、画像・動画の公開については、被害の拡大の防止のため、直ちに削除する措置をとる。児童の生命、身体、財産に重大な被害が生じるおそれがある場合は、所轄の警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 再発防止

いじめの解決とは、加害児童による被害児童に対する謝罪のみで終わるものではなく、被害児童と加害児童を始めとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が、好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって判断されるべきである。

<再発防止のための措置>

① いじめられた児童またはその保護者への支援

- ・継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行う。
- ・事実確認のための聞き取りやアンケートにより判明した事実を適切に提供する。

② 十分な効果を上げることが困難な場合

- ・いじめる児童に対して、上記に示される指導を適切に行っているにもかかわらず十分な効果を上げることが困難な場合において、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、いじめられた児童の保護を第一に、所轄警察署と相談して対処する。

4 いじめ防止対策委員会

(1) 構成員

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学級担任、養護教諭（必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の心理や福祉の専門家を追加する。）

(2) 役割

- ・いじめ防止に関する措置を実効的に行うために、いじめ防止対策委員会を定期（5月、7月、10月、1月、3月）に開催する。また、いじめ事案への即時対応や未然防止のための情報交換は随時行う。